

島本町立歴史文化資料館の団体の使用基準

1. 目的 島本町立歴史文化資料館設置条例第1条及び第3条の(5)並びに島本町立歴史文化資料館(以下「資料館」という。)基本構想に基づき、資料館の展示や運営に支障の無い範囲で、資料館の施設を住民の学術的・文化的な活動の発表及びふれあい交流の場として提供していくことにより、住民の生涯学習活動の推進と島本町全体の郷土理解と文化的向上に資することを目的とする。
2. 内容 (1) 資料館内(展示室、舞台など)
 - ① 地域の歴史・民俗・文化・自然等の調査・研究の展示及び発表
 - ② 講演会・研究会
 - ③ 演奏会(2) 資料館屋外など
 - ① 歴史や文化に関する催し
 - ② 各種イベント
 - ③ その他教育委員会が必要と認めるもの
3. 場所 使用できる場所は次のとおりとする。
 - (1) 資料館屋内
 - ① 展示室中央空間
 - ② 舞台
 - ③ 公募展示コーナー
 - (2) 資料館屋外
 - ① 正面広場
 - (3) その他
4. 対象者 町内在住・在勤・在学の団体
5. 期間 (1) 資料館屋内の使用は30日間を限度とする。
(2) 資料館屋外の使用は14日を限度とする。
ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りではない。
6. 時間 開館時間内(午前9時30分から午後5時まで)とする。
ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りではない。
7. 申請 施設使用許可申請書(様式1)は、使用しようとする日の3ヶ月前から1週間前までに提出する。
8. 許可 教育委員会は申請内容の審査及び日程調整をしたうえで、別紙「施設使用にあたっての遵守事項」の遵守を条件に、施設使用許可書(様式2)を交付する。
9. 使用料 無料